

**鳥取県告示第680号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人勝谷土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

就任した清算人の氏名及び住所

高 田 稔 長	鳥取市鹿野町岡木57
田 中 瑞 穂	鳥取市鹿野町岡木521
徳 岡 義 則	鳥取市鹿野町岡木45
井 上 至 孝	鳥取市鹿野町中園33
渡 邊 勝	鳥取市鹿野町岡木498
木 下 和 彦	鳥取市鹿野町岡木108
山 根 公 徳	鳥取市鹿野町岡木44
国 森 栄 一	鳥取市鹿野町乙亥正242-1
渡 辺 正 義	鳥取市鹿野町中園172
恩 田 豊	鳥取市鹿野町岡木126
山 下 正 徳	鳥取市鹿野町岡木114
田 中 博	鳥取市鹿野町乙亥正369

平成24年8月28日就任 任期 清算終了まで